

一般廃棄物処理業許可証

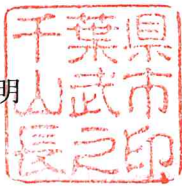
住 所 千葉県山武市松尾町広根 1967 番地 1
氏 名 株式会社 新栄産業
代表取締役 押尾 茂

令和7年2月27日付けで申請のありました一般廃棄物 収集運搬業 については、山武市廃棄物 処分業

物の処理及び清掃に関する条例第25条第2項の規定により、次のとおり許可する。

令和7年3月14日

山武市長 松下 浩 明



記

許 可 番 号		第 27 号
事 業 の 範 囲	業の区分	収集運搬
	取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（し尿を除く）
事 務 所 及 び 事 業 場 の 所 在 地	事 業 所	千葉県山武市松尾町広根 1967 番地 1
	事 業 場	千葉県山武市松尾町広根 1967 番地 1
処理施設等の所在地		—
処理施設の種 類 及 び 処 理 能 力		—
許 可 期 限		令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
許 可 条 件		・業務の遂行については、市の指示に従うこと。 ・可燃ごみについては、東金市外三市町清掃組合で受け入れ可能なごみ（書類・紙くず・厨芥類）に限る。 ・許可区域は、山武市の処理及び清掃に関する条例別表第2に掲げる区域（成東地域）に限る。 ・当該許可区域以外で収集した廃棄物を混合して運搬しないこととし、収集した廃棄物の中に不適物が混入し、分別作業を要する場合に限り、積替保管を許可する。 積替保管場：千葉県山武市松尾町借毛本郷字本郷野場 3568 番 1

山武市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 別表第2
(第23条、第25条関係)

字名
板附(672番地から686番地を除く)
市場
井之内
親田
上横地
川崎
木戸
草深
小泉
五木田
小松
柴原
島
嶋戸
下横地
白幡
真行寺
津辺
寺崎
殿台
富口
富田
富田幸谷
成東
新泉
野堀
早船
姫島
松ヶ谷
本須賀
湯坂
和田